

介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業のご案内

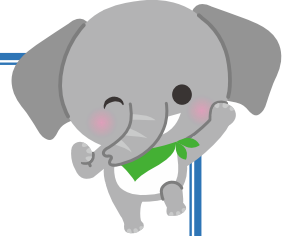
■介護福祉士実務者研修受講資金とは

介護職等として従事しながら、実務者研修施設に在学する人を対象に、受講資金等を貸し付けることにより、介護福祉士の資格取得を支援します。

メリット!

貸付金を**全額返還免除**します! * 次の①②の要件を満たす場合

- ①実務者研修施設を卒業後、1年以内に介護福祉士の資格取得（登録）すること
- ②介護福祉士として、広島県内等において返還免除対象業務に継続して2年間従事すること



■貸付金額 **20万円**以内（無利子） *申請金額は千円単位(千円未満切り捨て)

貸付対象経費

- ・実務者研修施設に支払う納付金（授業料、実習費、教材費等）
- ・参考図書、学用品購入代
- ・交通費
- ・国家試験の受験手数料 等

■貸付対象 * 次の①～③の要件をすべて満たす人

- ①広島県内の福祉・介護施設等に就事中（内定者含む）である
- ②実務者研修施設に在学している者^{※1}で、次のア～ウのいずれかに該当している

	研修施設	住民登録等
ア	県内 ^{※2}	・住民登録が県内外(いずれでもよい)
イ	県外	・住民登録が県内
ウ	県外	・実務者研修の受講生となった年度の前年度に県内に住民登録をしており、かつ実務者研修受講のために県外に転居した

- ③実務者研修施設を卒業後、広島県内等で返還免除対象業務に従事する意思を持ち、1年以内の介護福祉士の国家試験受験日のある年度末までに介護等の業務に従事する期間が3年に達している

※1 平成29年2月1日以降に入学し、平成29年6月30日までに卒業した者も貸付対象とします。

※2 実務者研修（通信制）の実施主体が県外であっても、スクーリング会場が県内の場合を含みます。

【注意！】 教育訓練給付制度や高等職業訓練給付金等の国庫補助事業、本資金と同種の用途である貸付金や給付金を利用している人は貸付対象になりません。

■連帯保証人 **1名必要** *原則、申請者が未成年の場合は、法定代理人(親権者)としてください。

ただし、要件を満たさない場合は、他の連帯保証人を設定してください。

連帯保証人の要件 *原則、次のいずれにも該当する者

- ・広島県内に居住し住民登録している者(ただし、3親等以内の親族は県外在住の者も可)
- ・行為能力者であり債務を弁済する資力を有すること
- ・貸付決定者(借受人)と連帯して債務(延滞利子含む)を返還する意思があること

■申請に必要な書類・提出方法

次の基本書類及び連帯保証人関係書類等をご準備のうえ、別紙「申請書類送付票」に記載の順番に書類をそろえ、送付票を一番上にして、本会へ提出してください。

なお、書類の準備にあたって、申請書類送付票に記載の「提出にあたっての留意事項等」に従いご準備ください。

また、申請にあたり、本貸付事業の実施要綱及び「取扱いについて」を必ずご確認ください。

基本書類

- ①借受申請書
- ②住民票の写し（本人：本籍地の記載があるもの）
- ③印鑑登録証明書
- ④介護施設・事業所の推薦書
- ⑤実務者研修受講証明書
- ⑥個人情報の取扱いに関する同意書

連帯保証人関係書類

- ⑦住民票の写し（本人：本籍地の記載があるもの）
- ⑧印鑑登録証明書
- ⑨収入及び課税状況が確認できる書類

法定代理人(親権者または後見人)関係書類

- ⑩印鑑登録証明書 *申請者が未成年の場合

※申請書類の各種様式は本会ホームページからダウンロードしてください。

■申請受付期限 実務者研修施設に在学期間中【本会必着】

※期限を過ぎて届いた申請書類については申請を受けることができませんので、早めにご準備いただき、期限までに余裕をもって提出くださるようご注意ください。

※平成30年4月1日以降の変更点 「在学期間が3か月を超える場合は、受講開始日から3か月以内」という要件を廃止しました。

■申請から資金交付までの流れ

申請書類提出

審査

審査結果通知

借用書等提出

資金の交付

- 本会が申請書類を受理後、1か月程度で結果通知を送付します。ただし、申請書類に不備等がある場合は、審査結果が出るまでにさらに時間がかかる場合があります。
- 貸付決定通知とともに送付する借用書に、貸付決定者及び連帯保証人等が自署で署名、実印を押印のうえ、口座振込依頼書等関係書類を添えて本会生活支援課へ提出してください。
- 本会が借用書等を受理後、1か月程度で借受人が指定する本人名義の口座に資金を交付します。

■返還等について

卒業後1年以内に介護福祉士の資格を取得しなかった場合や県内等において返還免除対象業務に従事しなかった場合等については、本会が定める返還計画に従い、貸付金を返還していただくこととなります。なお、返還期限を過ぎた場合は年5%の延滞利子が発生します。

***借入にあたって、詳細は本会ホームページ掲載の実施要綱及び「取扱いについて」をご確認ください。**

■問合せ先

(社)広島県社会福祉協議会 生活支援課 (実務者研修受講資金担当)

〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 TEL (082) 254-3413

本会 HP <http://www.hiroshima-fukushi.net/work3/jitsumu/>

